コンセントレーション・チャージ発動水準等の見直しに伴う
ＣＤＳ清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

ＣＤＳ清算業務における債務負担の状況を踏まえ、市場の状況に比して過度にポジションが集中している清算参加者に対する当初証拠金の引上げ（コンセントレーション・チャージ）に係る発動水準等を見直すこととし、ＣＤＳ清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要	（備　考）
・ 引上げ措置対象後の新規清算約定に応じて当初証拠金の引上げ額を加算することとなるインデックスＣＤＳ取引の水準を当社が通知により定めるものとする。	・ 業務方法書の取扱い第２９条等
・ 引上げ措置に係る当初証拠金の最大の割増率を当社が通知により定めるものとする。 ・ 引上げ措置対象後の新規清算約定に応じて当初証拠金の引上げ額が加算される場合において、加算額の計算に用いる当該新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額等を当社が通知により定めるものとする。	・ 業務方法書の取扱い第３０条
・その他、所要の改正を行う。	

Ⅲ．施行日

２０２０年１２月１４日から施行する。

以　上

ＣＤＳ清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（清算参加者のポジションが自己資本額に比して過大であると認められる状況として当社が定める場合） 第２８条　業務方法書第２９条第２項に規定する清算参加者及びその親会社等（当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本条において同じ。）の自己資本額に比しポジションが過大であると認められる状況として当社が定める場合は、当該清算参加者を当事者とする清算約定に係るストレス時リスク相当額（ＣＤＳ取引に係る価格の極端な変動により、当該清算約定から当該清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が清算参加者への通知により定める方法によって算出するものをいう。以下同じ。）が当該清算参加者及びその親会社等の自己資本額に当社が清算参加者への通知により定める率 を乗じた額 を超える場合とする。	（清算参加者のポジションが自己資本額に比して過大であると認められる状況として当社が定める場合） 第２８条　業務方法書第２９条第２項に規定する清算参加者及びその親会社等（当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本条において同じ。）の自己資本額に比しポジションが過大であると認められる状況として当社が定める場合は、当該清算参加者を当事者とする清算約定に係るストレス時リスク相当額（ＣＤＳ取引に係る価格の極端な変動により、当該清算約定から当該清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が清算参加者への通知により定める方法によって算出するものをいう。以下同じ。）が当該清算参加者及びその親会社等の自己資本額 の１００パーセント未満で 当社が清算参加者への通知により定める率を超える場合とする。
（清算参加者に市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況として当社が定める場合） 第２９条　業務方法書第２９条第２項に規定する市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況として当社が定める場合は、次の各号に掲げるＣＤＳ取引の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 （１）　インデックスＣＤＳ取引 当該清算参加者のオンザラン換算ネット想定元本（清算参加者口座ごとのネット想定元本（銘柄ごとに両建て清算約定の解消をしたと仮定した場合に残存する各清算参加者の清算約定に係る想定元本をいう。以下同じ。）	（清算参加者に市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況として当社が定める場合） 第２９条　業務方法書第２９条第２項に規定する市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況として当社が定める場合は、次の各号に掲げるＣＤＳ取引の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 （１）　インデックスＣＤＳ取引 当該清算参加者のオンザラン換算ネット想定元本（清算参加者口座ごとのネット想定元本（銘柄ごとに両建て清算約定の解消をしたと仮定した場合に残存する各清算参加者の清算約定に係る想定元本をいう。以下同じ。）

を基に当社が通知により定める方法によりオンザラン銘柄のネット想定元本として算出した額をいう。次条において同じ。）が当社が清算参加者への通知により定める水準を超える場合 （２）　（略）	を基に当社が通知により定める方法によりオンザラン銘柄のネット想定元本として算出した額をいう。次条において同じ。）が１，０００億円未満で当社が清算参加者への通知により定める水準を超える場合 （２）　（略）
（過大なポジションを保有している清算参加者等に対する当初証拠金所要額の引上げ等） 第３０条　業務方法書第２９条第２項の当初証拠金所要額の引上げ措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を当初証拠金所要額割増額とする方法により行うものとする。 （１）　（略） （２）　第２８条の場合において、清算参加者を当事者とする清算約定に係るストレス時リスク相当額が当該清算参加者及びその親会社等の自己資本額の１００パーセントを超えるとき　次に掲げる額の合計額 ａ　当初証拠金所要額に当社が通知で定める率を乗じた額に相当する額 ｂ　当該当初証拠金所要額の引上げ措置の後に新たに成立した銘柄ごと（シングルネームＣＤＳ取引にあっては、参照組織ごと。以下本条において同じ。）の清算約定（以下本号において「新規清算約定」という。）について、当該清算参加者のポジションが売超となる場合（当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。）には、その売超額（当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額を	（過大なポジションを保有している清算参加者等に対する当初証拠金所要額の引上げ等） 第３０条　業務方法書第２９条第２項の当初証拠金所要額の引上げ措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を当初証拠金所要額割増額とする方法により行うものとする。 （１）　（略） （２）　第２８条の場合において、清算参加者を当事者とする清算約定に係るストレス時リスク相当額が当該清算参加者及びその親会社等の自己資本額の１００パーセントを超えるとき　次に掲げる額の合計額 ａ　当初証拠金所要額の１００パーセントに相当する額 ｂ　当該当初証拠金所要額の引上げ措置の後に新たに成立した銘柄ごと（シングルネームＣＤＳ取引にあっては、参照組織ごと。以下本条において同じ。）の清算約定（以下本号において「新規清算約定」という。）について、当該清算参加者のポジションが売超となる場合（当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。）には、その売超額（当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額を

いう。）に相当する額から新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額として当社が通知により定める額	いう。）に相当する額
c　新規清算約定について、当該清算参加者のポジションが買超となる場合（当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。）には、その買超額（当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額をいう。）に係る固定金額（弁済期が到来していないものに限る。）の総額の現在価値に相当する額及び当該清算約定について当社が当該清算参加者に対し支払った変動証拠金に相当する額の合計額から新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額として当社が通知により定める額	c　新規清算約定について、当該清算参加者のポジションが買超となる場合（当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。）には、その買超額（当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額をいう。）に係る固定金額（弁済期が到来していないものに限る。）の総額の現在価値に相当する額及び当該清算約定について当社が当該清算参加者に対し支払った変動証拠金に相当する額の合計額
（３）　（略）	（３）　（略）
（４）　第２９条の場合において、清算参加者を当事者とするインデックスＣＤＳ取引の清算約定のオンザラン換算ネット想定元本又はシングルネームＣＤＳ取引の清算約定の参照組織ごとのネット想定元本が当社が通知により定める額を超えるとき　次に掲げる額の合計額	（４）　第２９条の場合において、清算参加者を当事者とするインデックスＣＤＳ取引の清算約定のオンザラン換算ネット想定元本が１，０００億円を超えるとき又はシングルネームＣＤＳ取引の清算約定の参照組織ごとのネット想定元本が当社が通知により定める額を超えるとき　次に掲げる額の合計額
a　当初証拠金所要額に当社が通知で定める率を乗じた額に相当する額	a　当初証拠金所要額の１００パーセントに相当する額
b　当該当初証拠金所要額の引上げ措置の後に新たに成立した銘柄ごとの清算約定（以下本号において「新規清算約定」という。）について、当該清算参加者のポジションが売超となる場合（当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本	b　当該当初証拠金所要額の引上げ措置の後に新たに成立した銘柄ごとの清算約定（以下本号において「新規清算約定」という。）について、当該清算参加者のポジションが売超となる場合（当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本

の総額が、当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。）には、その売超額（当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額をいう。）に相当する額から新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額として当社が通知により定める額に当社が通知で定める率を乗じた額	の総額が、当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。）には、その売超額（当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額をいう。）に相当する額
c　新規清算約定について、当該清算参加者のポジションが買超となる場合（当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。）には、その買超額（当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額をいう。）に係る固定金額（弁済期が到来していないものに限る。）の総額の現在価値に相当する額及び当該清算約定について当社が当該清算参加者に対し支払った変動証拠金に相当する額の合計額から新規清算約定に係る証拠金相当額を控除した額として当社が通知により定める額に当社が通知で定める率を乗じた額	c　新規清算約定について、当該清算参加者のポジションが買超となる場合（当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。）には、その買超額（当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額をいう。）に係る固定金額（弁済期が到来していないものに限る。）の総額の現在価値に相当する額及び当該清算約定について当社が当該清算参加者に対し支払った変動証拠金に相当する額の合計額
付　　則 この改正規定は、令和２年１２月１４日から施行する。	